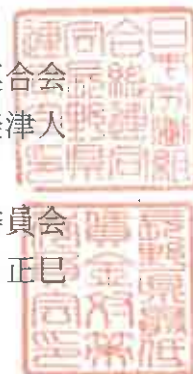


2023年6月26日

長野労働局

局長 久富 康生 様

日本労働組合総連合会長野県連合会
会長 根橋 美津人長野県最低賃金対策委員会
委員長 山口 正巳

2023 年度最低賃金行政に関する要請書

日頃は、地域における総合労働行政機関として、労働者をはじめ長野県民のために、ご尽力いただいていることに敬意を表しますとともに、連合長野の諸活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

連合長野は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、暮らしや仕事の将来への不安を払拭し、働くことを通じて支え合う希望と安心な社会構築に向け、雇用の安定と労働条件の維持・向上、女性が就業を継続し活躍することができる環境の整備、社会的セーフティネットの整備等、県内で働く者すべての暮らしの底上げ・底支え、格差是正に全力で取り組んでいます。

今年の最低賃金については、ほぼ30年ぶりの賃上げの流れを未組織労働者へも波及させることが重要です。それは、長年続いてきたデフレマインドから脱却し、日本経済を好循環へ導くためにも必要です。

現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしており、処遇改善は急務です。2022年度改定で地域別最低賃金は、全国加重平均961円となりましたが、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、セーフティネットとして不十分です。また、地域間格差も大きな課題であり、東京都の最低賃金の1,072円と比較すると、全国で219円（全国最低最賃853円）、長野県で164円（県最賃908円）という額差が生じており、地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけていると考えられます。

この間の中央・地方の審議において要望が出されている、中小企業等への支援策の拡充についてもしっかりと対応していかなければなりません。

こうした認識のもと、最低賃金の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

記

1. 地域別最低賃金について

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した審議が求められている。なお、全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や、

地方審議会における円滑な審議に重要な役割を果たしてきた目安制度の意義を再確認した上で、公労使で議論を尽くし、最低賃金法第1条に定める目的が達せられる金額が決定されるよう審議会運営に努めること。

- (2) 早期の最低賃金引き上げ発効は、全労働者の利益である。10月1日発効に向け、各小委員会の開催および答申の日程設定においては、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかれるよう、最大限配慮すること。

2. 特定（産業別）最低賃金について

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的と役割を周知・徹底するとともに、公労使がその意義・目的を再認識し、必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。
- (2) 各専門部会での審議においては、早期発効に配慮することにあわせ、十分な審議日程の確保についても最大限配慮すること。

3. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備について

- (1) 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、関係団体とともに発出した「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」の着実な推進により、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知・徹底について、関係部局および県・市町村行政、関係団体とも連携をはかること。
- (2) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等、監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。
- (2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、地方自治体に対して指導を強化すること。

5. その他

地方最低賃金審議会においては、法制度の理解を深める場を設けるなど、法の趣旨が尊重された議論となるよう審議会運営に努めること。